

伊丹市介護度改善インセンティブ事業 質問と回答（令和8年5月18日更新）

問1 事業への途中参加は可能か。

答1 この事業は、年度ごとに評価期間を統一して実施することとしているため、参加申込期間後は参加することはできません。

問2 評価対象利用者に「要支援者」は含まれるか。

答2 この事業の評価対象利用者は、伊丹市の被保険者で、「要介護1」から「要介護5」までの人です。したがって、「要支援者」は、評価対象利用者には含まれません。

ただし、事業所が本事業の参加申込を行う時点で「要介護」だった人が、評価期間中に更新や区分変更等で「要支援」になった場合であって、引き続き、当該通所介護事業所と一体的に運営される通所型サービス事業所を利用する場合は、評価対象利用者としてすることができます。

問3 評価対象利用者が複数の通所介護事業所を併用している場合は、どのような取り扱いとなるか。

答3 表彰対象となる事業所は、評価対象利用者一人ひとりのADL評価得点について、評価期間の1回目と2回目時点における得点の差（ADL利得）を事業所ごとに集計し、得点が改善（又は維持）した利用者の占める割合（改善割合）が高い順に決定します。このため、複数の事業所を併用している利用者については、事業所ごとにADL評価を行っていただき、その結果を事業所ごとに改善割合の算定に反映させていただくことになります。

また、表彰対象となる利用者の決定にあたり、対象者が複数の事業所でADL評価を受けている場合は、ADL利得が高い方の値を採用します。

問4 評価対象利用者が入院等で一時的にサービスを利用できない期間が生じた場合は、どのような取り扱いとなるか。

答4 評価期間中にサービスの中断期間が連続して30日を超えた場合は、その利用者は評価対象利用者から除外します。

問5 評価対象利用者の要件となっている「4月1日において、対象事業所の提供するサービスを前年度を通じて週に1回以上継続して利用していること」について、前年度に入院等で一時的にサービスを利用していない期間がある場合は、どのような取り扱いとなるか。

答5 サービスの利用が中断した期間があっても、利用契約が継続している場合は、評価対象利用者として差し支えありませんが、利用契約を一旦解除し、利用再開時に改めて契約を締結した場合は、評価対象利用者から除外してください。

問6 参加要件の「評価対象利用者の数が、当該事業所における当該年度の4月1日の利用者の総数のうちに占める割合が50パーセント以上であること」について、分母となる利用者の総数には、前年度の途中から利用開始した利用者は含まないか。

答6 お見込みのとおりです。なお、利用開始日は4月1日でなくても、4月の1週目から利用していれば対象に含みます。

問7 参加要件の「評価対象利用者の数が、当該事業所における当該年度の4月1日の利用者の総数のうちに占める割合が50パーセント以上であること」について、分母となる利用者の総数には、「要支援者」は含めても良いか。

答7 含めません。分母となる利用者の総数は、

- ①参加申込時点で要介護1～5の伊丹市被保険者
 - ②4月1日時点で前年度を通じて週に1回以上継続利用している利用者
- の両方を満たす利用者です。

なお、分子となる数は、利用者総数のうち本事業の参加同意をした利用者数です。

問8 参加同意していた利用者が、ADL評価時点で死亡・契約解除等で評価できなくなってしまった場合、どのように取り扱うか。

答8 評価対象利用者が、①死亡したとき②契約解除したとき③入院等により連続して30日を超えるサービス利用がないときは、評価対象利用者から除外します。ADL評価できなかった理由を事前状況評価報告書及び改善状況評価報告書に記載してください。

なお、参加要件である利用者総数のうち評価対象利用者の割合が50パーセント以上という要件については、参加申込時点で判定するため、その後の評価対象利用者の減少については影響ありません。

問9 ケアマネジャーの同意は必要か？

答9 特に必要はありません。ただし、事業実施にあたってはケアマネジャーとの連携も必要かと思しますので、事業参加する旨の連絡等は行なうことを推奨します。

問10 事業所の参加要件として、「個別機能訓練加算(I)イ又は(I)ロ」を算定し、及び「科学的介護推進体制加算」の届出をしていることとされているが、どのような考え方によるものか。

答10 伊丹市介護度改善インセンティブ事業では、事業所の日々の努力に対して目に見える形で奨励したいとの考えから、事業所として介護度改善に向けて取り組んでいること、併せて介護度改善のための環境を構築していることを加味するために設定した要件です。

問11 参加を検討している通所介護・地域密着型通所介護事業所において、以前から同事業所の通所型サービスを利用している利用者について、介護度が要支援から要介護に変更となった場合、評価対象利用者となりえるのか。

答11 参加申込時点で要介護の認定を持ち、4月1日時点で当該事業所及び当該事業所と一体的に運営される通所型サービス事業所の提供するサービスを前年度を通じて週1回以上継続して利用している伊丹市被保険者であれば、評価対象利用者とすることができます。

問12 ADL評価を2回実施した評価対象利用者において、2回目のADL評価実施以降に死亡・契約終了(退所)となった場合、当該利用者の点数は改善割合に含まれるか。

答12 改善割合に含めてください。

問13 利用者の参加同意手続きについて、ADL評価を行う前に必ず実施しなければならないのか。

答13 1回目のADL評価実施前に必ず同意を得てください。

問14 評価対象利用者が施設入所した場合は、対象外となるのか。

答14 問4にて、「評価期間中にサービスの中断期間が連続して30日を超えた場合は、その利用者は評価対象利用者から除外します。」と示しているとおり、評価対象利用者が施設入所であるからといって対象外とはなりません。

問15 個別機能訓練加算を算定していない利用者は対象となるのか。

答15 対象となります。個別機能訓練加算の算定は、事業所が伊丹市介護度改善インセンティブ事業に参加するための要件であることから、評価対象利用者の個別機能訓練加算の算定有無については問いません。

問16 すでにADL維持等加算を算定しており、1回目のADL評価を4月に実施している利用者があるが、本事業用に改めて別日に1回目のADL評価を実施する必要があるか。

答16 本事業は介護保険制度とは別で伊丹市が行う事業であること、単年度で評価期間を統一していることから、改めて本事業用に実施いただく必要があります。

問17 サテライト型事業所について、本体事業所とは別の事業所として取り扱うか？一つの事業所として本体事業所と一体的に取り扱うか？

答17 サテライト型事業所については、事業所指定も本体事業所と一体的に行われていること、本事業のモデルとしている「ADL維持等加算」においても本体事業所と一体的に算定されていることから、本事業においても一つの事業所として本体事業所と一体的に取り扱うこととします。また、参加要件の「個別機能訓練加算(I)イ又は(I)ロ」の算定及び「科学的介護推進体制加算」の届出についても、本体・サテライト型双方の事業所で要件を満たしている必要があります。